

## 建設業災害対策金融支援事業について

標記事業について、別紙のとおり

1年間の延長と対象機種の拡充が、閣議決定されました。

対象者は自社が加盟している団体が国又は地方公共団体と災害協定を締結している企業又は災害協定を締結している団体加盟の企業の下請等の協力会社です。

助成対象は、平成25年度補正予算成立日以降に購入される建設機械を予定。

なお、クレーンについては、クローラクレーン、ラフタークレーン、ホイール式クレーン等は、運用上すべて建設機械抵当法上のジブクレーンとして取り扱い対象の予定と国土交通省に確認しております。

平成25年12月9日  
土地・建設産業局  
建設市場整備課

## 「新たな経済対策」関連

～ 好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定）～

建設業災害対応金融支援事業（適用開始日：平成25年度補正予算成立日）  
（国・地方公共団体と災害協定を締結する建設企業等による建設機械の購入・保有の支援）

1年の延長（平成27年3月末まで）

対象機種の拡充（3機種から41機種に拡充）（その他は据置）

< 拡充する38機種への対応 >

助成対象は、平成25年度補正予算成立日以降に購入される建設機械（予定）

申請受付開始は、平成25年補正予算成立日以降速やかに（予定）

（問い合わせ先）

土地・建設産業局建設市場整備課 山村、武部

電話 03 - 5253 - 8111（内線24826）

# 建設業災害対応金融支援事業の延長及び拡充について

平成26年度末まで延長  
及び対象機種拡充

建設産業は、**災害時における応急復旧活動など地域社会の維持に不可欠な役割**を担っているが、建設投資の減少等による受注競争の激化等により、これまで建設機械を保有していた建設企業が建設工事の施工時のみレンタルする動きが進んでいる。

このままでは災害時における**円滑な災害応急復旧活動が困難となる**ことが懸念されることから、**災害時に使用される代表的な建設機械を保有しようとする中小・中堅建設企業の取組を支援する。**

## 事業概要

### 【対象者】

国又は地方公共団体と災害協定を締結している中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)

建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち41機種に拡充

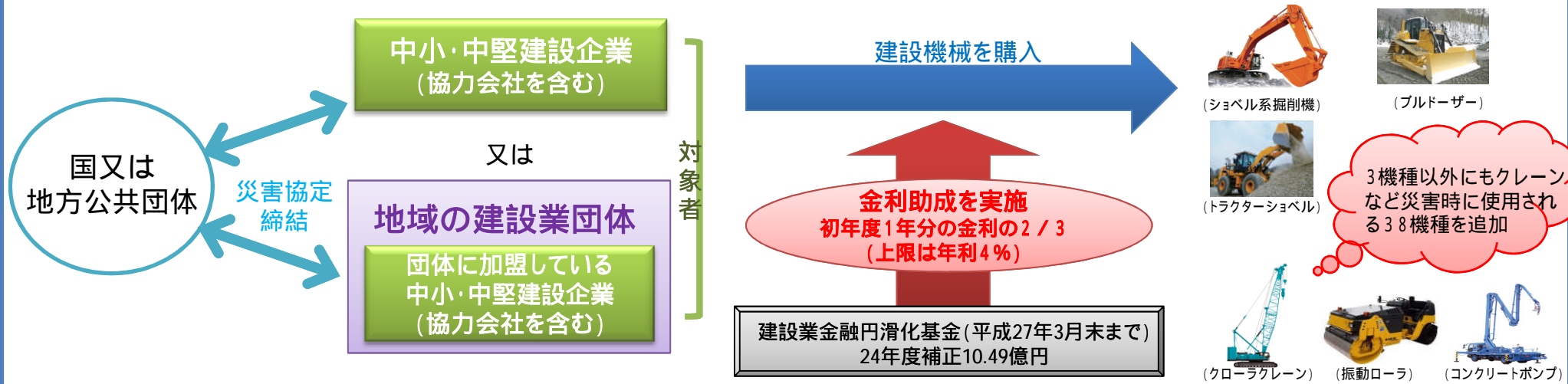
### 【対象機種】

建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち「ショベル系掘削機」「ブルドーザー」「トラクターショベル」の3機種

東日本大震災特例 東日本大震災により建設機械を滅失した建設企業が、滅失した機械の代替として購入する場合は、建設機械抵当法施行令別表に規定する全ての建設機械が対象

### 【助成内容】

建設機械を購入する際の資金の調達金利について**初年度1年分の金利の2/3(上限は年利4%)**を助成。



## 建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械一覧

水色の網掛けは現行の対象機種(3機種)

種類	名称(全60機種)	範囲	本事業の適用有無
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの	
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やくら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が〇・五トン以上のもの	
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	
	ペーパードレンマシン		
	大口径掘削機	スクリー式でないもの	
	アースオーガー		
	地下連続壁施工用機械		
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの	
	ブルドーザー	自重が三トン以上のもの	
	トラクターショベル	バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの	
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの	
	機関車		
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの	
5 起重機類	ジブクレーン		
	タワークレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの	
	デリッククレーン		
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上のもの	
	ウインチ	二キロワット以上の原動機を有するもの	
	エレベーター		
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの	
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが二本以上のもの	
	クローラードリル		
7 トンネル機械	たて坑掘進機		
	トンネル掘進機		
	シールド掘進機		
	ずり積み機		
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの	
	スタビライザー		
	アグリゲートスプレッダー		
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの	
	タイヤローラー		
	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が八トン以上のもの、被牽引式のものにあつては自重が二トン以上のもの	
9 砕石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの	
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インバクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの	
	選別機	トロンメル、バイブレイティングスクリーン又はクラッシュファイヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリーウォッシャーで、三キロワット以上の原動機を有するもの	
10 コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	
	コンクリートミキサー	混練容量が〇・三五立方メートル以上のもの	
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの	
	コンクリートブレーサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの	
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	
11 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの	
	アスファルトクッカー		
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの	
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの	
	コンクリートペーパー	装軌式のもの	
12 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパ―しゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの	
	砕岩船		
	起重機船		
	くい打ち船	独航機能を有しないもの	
	コンクリートミキサー船		
	サンドドレン船		
	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの	
	作業台船		
13 その他	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの	
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの	
	発電発電機	発電機容量が一五キロボルトアンペア以上のもの	

< 建設業災害対応金融支援事業における東日本大震災特例 >

東日本大震災により建設機械を滅失した建設企業が、滅失した機械の代替として購入する場合は、建設機械抵当法施行令別表に規定する全ての建設機械が本事業の適用対象となる